



第34回計画実行・監視専門調査会の議題等 について

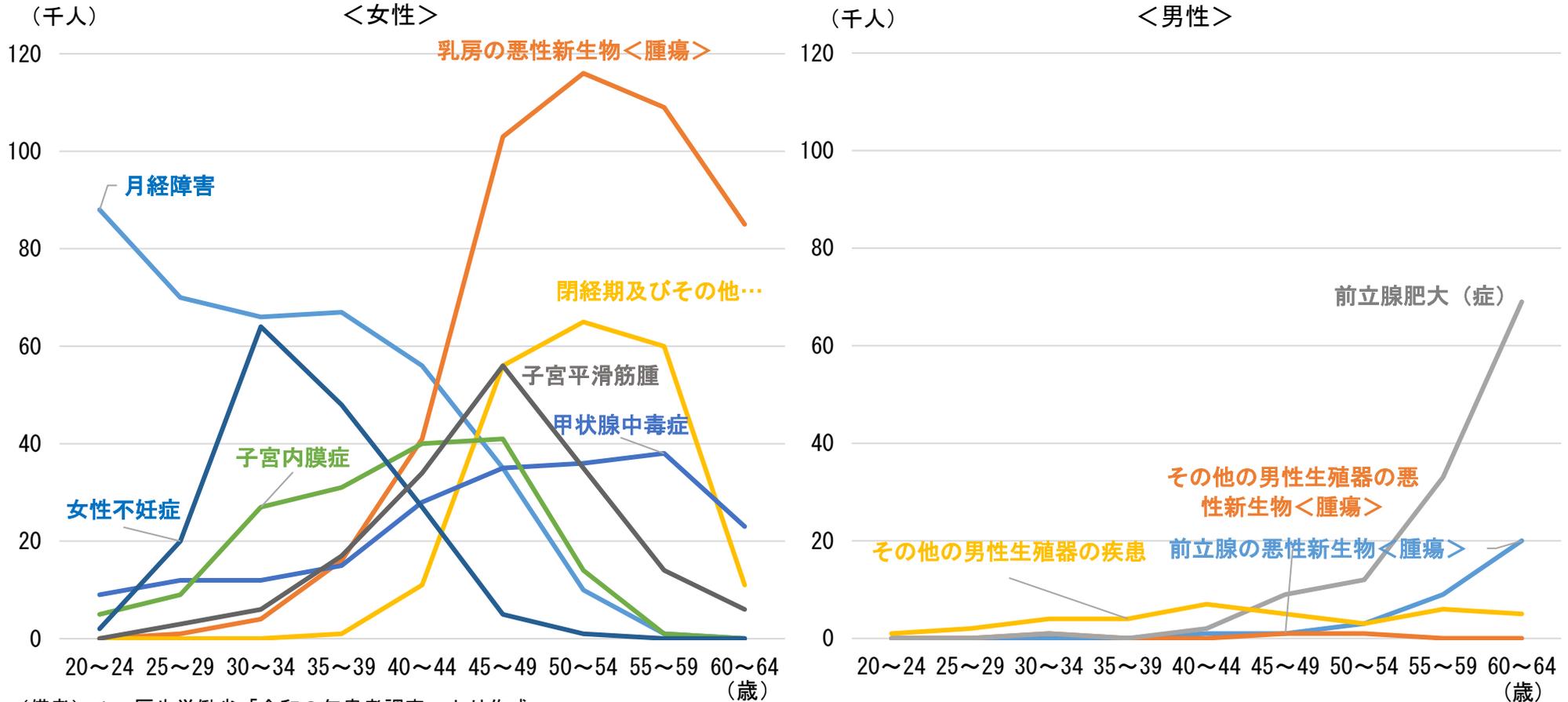
令和6年3月26日
内閣府男女共同参画局

1. 生涯にわたる女性の健康への支援について

男女で異なる健康課題

- ・ 男性特有の病気は、50代以降に多くなる傾向にあるが、女性特有の病気は、20～50代などの働く世代に多い。

女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和2（2020）年）

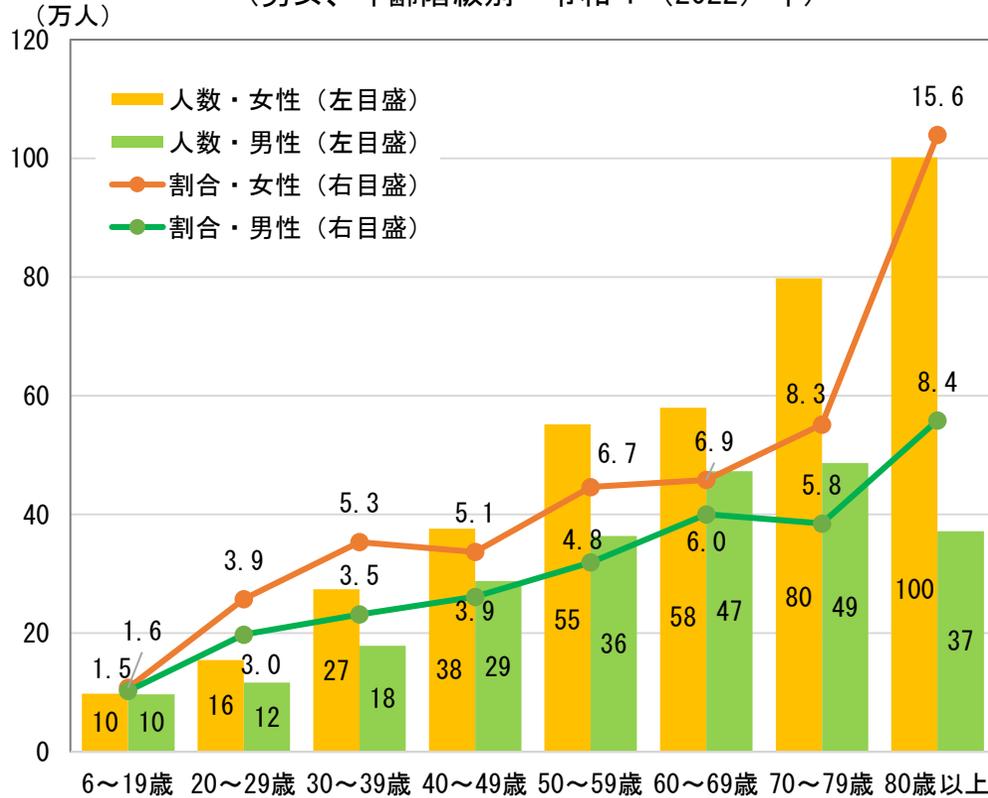


- (備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。
 2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。
 総患者数＝推計入院患者数＋推計初診外来患者数＋（推計再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））
 推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出。
 3. 「乳房の悪性新生物<腫瘍>」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

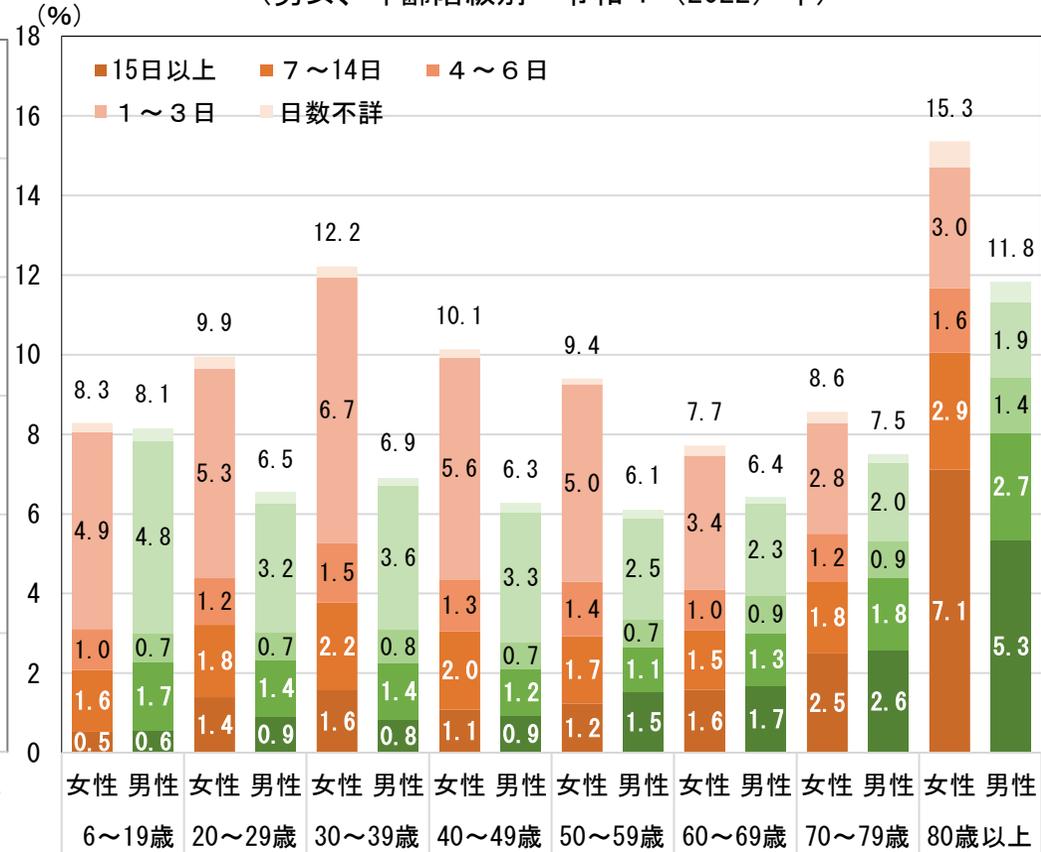
健康課題と仕事・家庭の両立①

- 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の割合は、全ての年代において女性の方が高い。
- 健康上の問題で普段の活動ができなかった日数も、女性の方が長い傾向にある。

健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合
(男女、年齢階級別・令和4(2022)年)



健康上の問題で普段の活動ができなかった日数の割合
(男女、年齢階級別・令和4(2022)年)

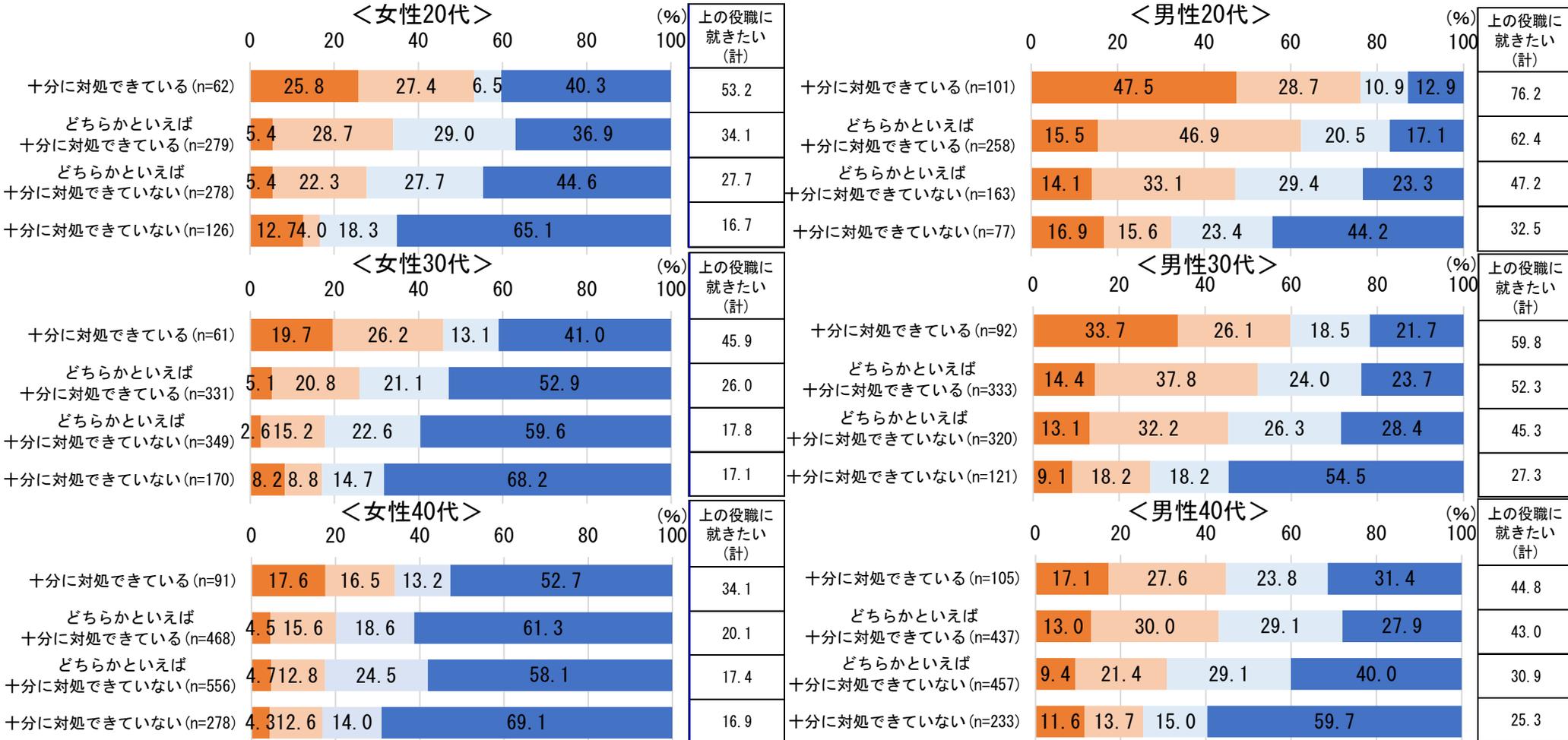


- (備考) 1. 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より作成。
 2. 「健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者」とは、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がある」と回答した者のうち、影響の事柄として、「仕事、家事、学業(時間や作業量が制限される)」を挙げた者。
 「過去1か月の間に、健康上の問題で、普段の活動ができなかった(仕事・学校を休んだ、家事ができなかった等)日数はどれくらいありましたか。」と質問。

健康課題と仕事・家庭の両立②

・ 気になる症状と昇進意欲の関係を見ると、男女ともに最も気になる症状に「十分に対処できている」とする人の方が「十分に対処できていない」とする人よりも昇進意欲が高い傾向にある。

気になる症状への対処状況と昇進意欲（男女、年代別・有業者）



■ 現在より上の役職に就きたい ■ どちらかといえば現在より上の役職に就きたい ■ どちらかといえば現在より上の役職に就きたくない ■ 現在より上の役職には就きたくない

(備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」(令和5年度内閣府委託調査)より作成。

2. 過去1か月の間で最も気になる症状があると回答した人に対して、「最も気になる症状について、十分に対処できていますか。(1つ)」「あなたは、現在の立場より、上の役職に就きたいと思いますか。(1つ)」と質問。

2. ひとり親家庭等の支援について

ひとり親世帯の状況

- ・ およそ30年間で、母子世帯は約1.4倍に増加している。
- ・ ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いが、平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い。また、養育費を受け取っていない世帯が全体の約7割となっている。

母子世帯数(注) 84.9万世帯 → 119.5万世帯 (ひとり親世帯の88.9%)
 父子世帯数(注) 17.3万世帯 → 14.9万世帯 (ひとり親世帯の11.1%)
 (昭和63(1988)年) (令和3(2021)年)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

【参考】 児童のいる世帯数は991.7万世帯 (令和4 (2022) 年) 〔出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」〕

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)	
就業率	86.3%	88.1%	女性72.4% 男性84.2%	
	雇用者のうち 正規	53.5%(※)	91.6%(※)	女性49.5% 男性83.0%
	雇用者のうち 非正規	46.5% (※)	8.4%(※)	女性50.5% 男性17.0%
平均年間 就労収入	236万円 正規:344万円 パート・アルバイト等:150万円	496万円 正規:523万円 パート・アルバイト等:192万円	平均給与所得 女性314万円 男性563万円	
養育費 受領率	28.1%	8.7%	—	

【出典】 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査 (令和3年度)」 (推計値)

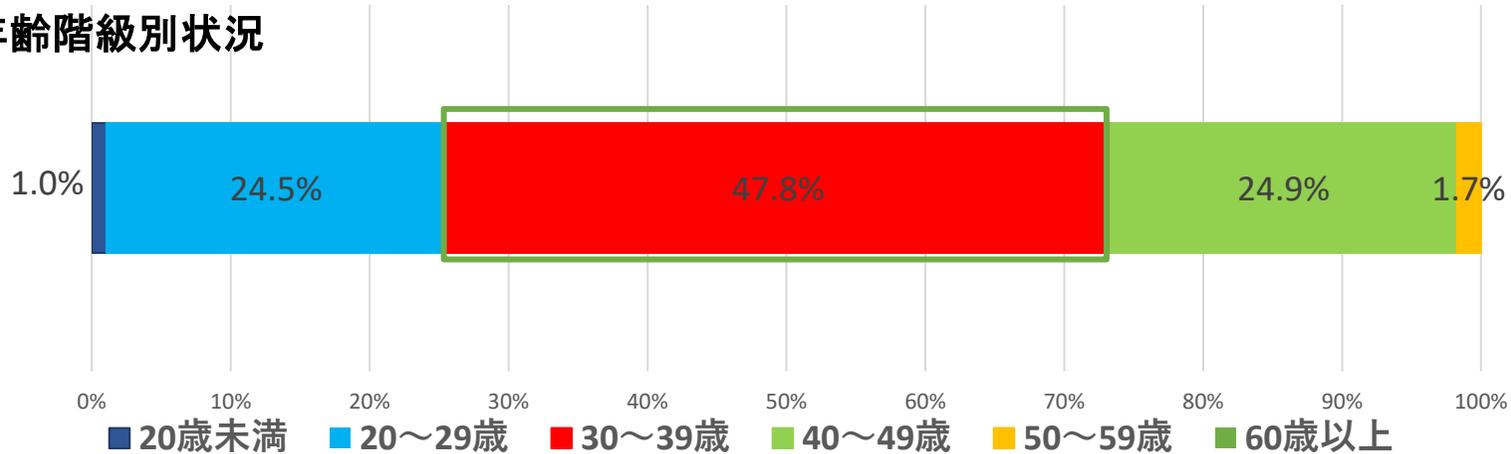
一般世帯は総務省「労働力調査 (令和4年) 15~64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査 (令和4年)」

(※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」 (「派遣社員」「パート・アルバイト等」の計) の合計を総数として算出した割合

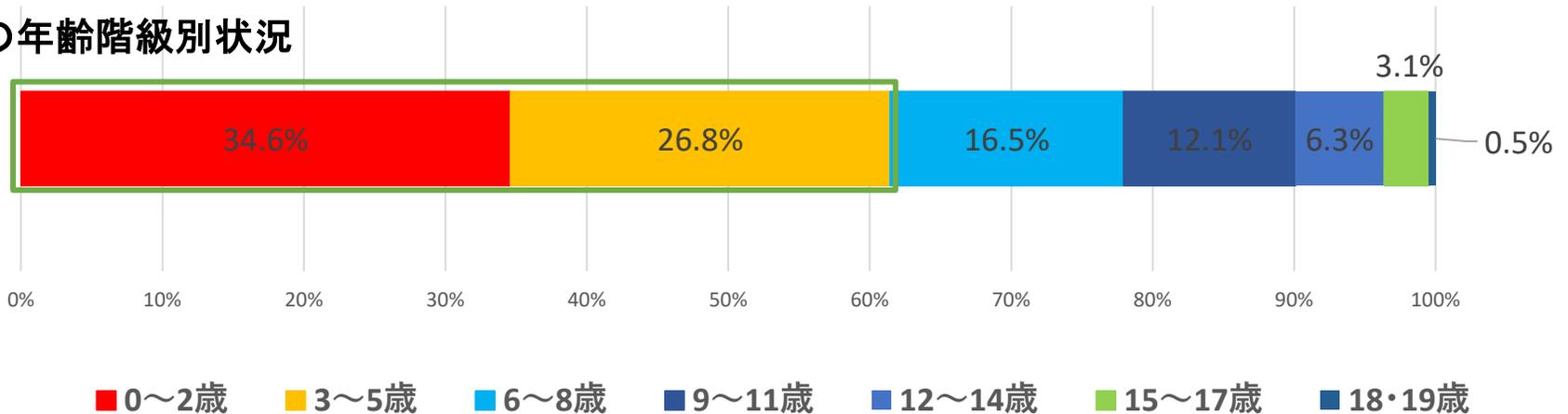
離婚で母子世帯になった時の母及び末子の年齢

- ・母子世帯になった時の母の年齢を見ると、30代が約5割（47.8%）であり、次いで40代（24.9%）、20代（24.5%）となっている。
- ・末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の6割を占めている。

○母の年齢階級別状況



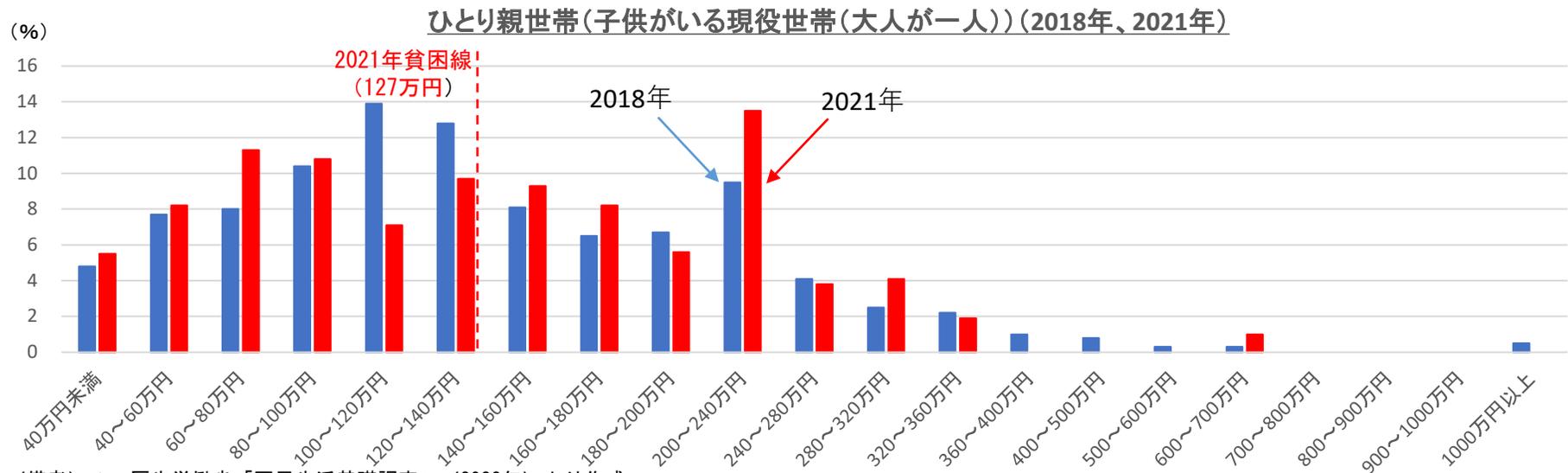
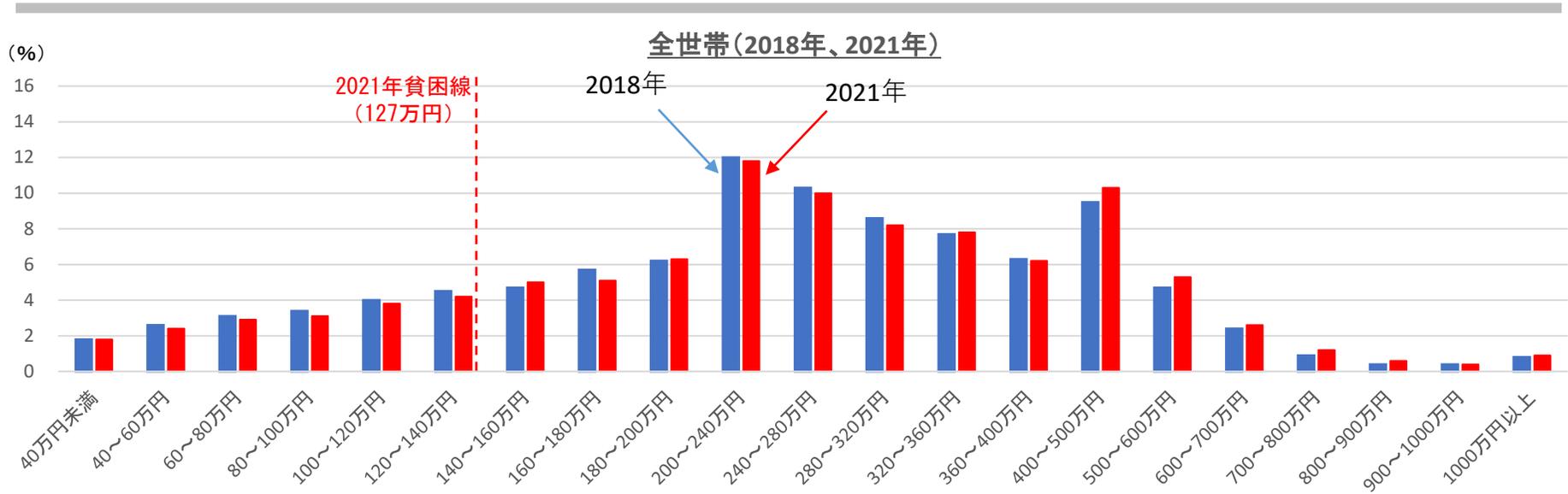
○末子の年齢階級別状況



- (備考) 1. 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
3. 「離婚」は、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚の合計。
4. 母の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の母親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。
5. 末子の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布

- ・ひとり親世帯（※）の約半数は、等価可処分所得が貧困線以下となっている。
 ※子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2022年)より作成。
 2. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 3. 等価可処分所得金額不詳の世帯員を除く。

3. 女性の活躍推進に向けた公共調達に関する 取組について

公共調達における国・独立行政法人等の取組状況（令和3年度）

○ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定等取得企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）について、女性活躍推進法に基づき、国及び独立行政法人等は、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争）において、加点評価。



○ 法施行（H28.4.1）後、取組が格段に進捗し、国・独立行政法人等を合わせて2兆9,964億円（加点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

- 国の機関は、
 - ・ 物品役務等の調達については、全28機関のうち16機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。
 - ・ 公共工事等の調達については、全14機関のうち7機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

○ 独立行政法人等は、全170法人のうち140法人が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

加点評価の取組の実施状況（概況）

（1）国の機関

- ▶ 令和3年度に取組を実施した調達全体では、前年度と比較して、金額は減少、件数は増加しており、令和3年度の実施割合（金額ベース）は4割を下回っている。
- ▶ 物品役務等では、過去3か年度の実施割合（金額ベース）は約98%で推移している。
- ▶ 公共工事等では、取組の件数・金額ともに微増しているものの、令和3年度の実施割合（金額ベース）は20%である。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	金額	1兆2,692億円 (32.5%)	1兆9,519億円 (40.4%)	1兆4,946億円 (37.3%)
	件数	10,233件 (30.5%)	12,838件 (36.0%)	13,561件 (39.7%)
(物品役務等)	金額	8,977億円 (97.7%)	1兆3,567億円 (97.6%)	8,743億円 (97.7%)
	件数	9,299件 (94.3%)	9,359件 (96.5%)	9,215件 (98.3%)
(公共工事等)	金額	3,715億円 (12.5%)	5,952億円 (17.3%)	6,204億円 (20.0%)
	件数	934件 (3.9%)	3,479件 (13.4%)	4,346件 (17.5%)

(2) 独立行政法人等

- ▶ 取組を実施した調達の数・金額ともに増加しており、令和3年度の実施割合（金額ベース）は9割を上回っている。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	金額	8,557億円 (72.9%)	1兆270億円 (87.4%)	1兆5,018億円 (94.8%)
	件数	7,417件 (79.6%)	7,654件 (84.7%)	9,420件 (87.7%)

※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 取組可能調達全体に占める取組実施済調達の割合を()内に記載。

※3 取組可能調達は、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達から、国及び独立行政法人等における取組開始以前に設定された長期継続契約等に基づく事業に係る調達等を除いたもの。

※4 公共工事等は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第2条に規定する公共工事及び公共工事に関する調査等。物品役務等は全体から公共工事等に係る調達を除いたもの。

4. 政治分野における女性の参画拡大について

女性議員の比率（第26回参議院通常選挙後）

1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	10.4%	462	48
参議院	26.7%	247	66
合 計	16.1%	709	114

2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.8%	2,570	303
市区町村議会	15.9%	29,155	4,636
合 計	15.6%	31,725	4,939

（注1）衆議院は2024年2月1日現在、参議院は2024年2月18日現在の数（衆議院及び参議院HPより）

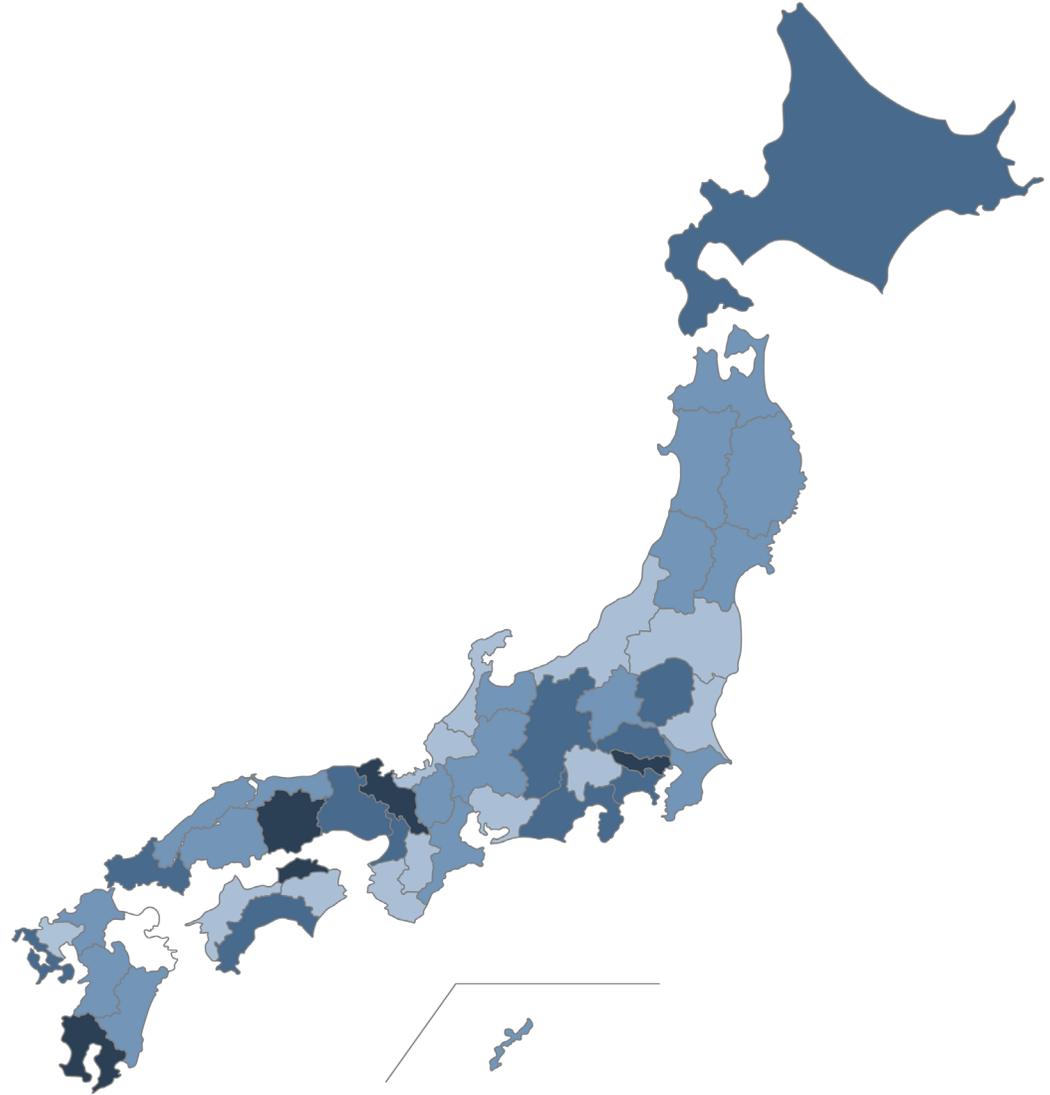
（注2）都道府県議会は2022年12月31日現在（総務省調べ）

（注3）市区町村議会は2022年12月31日現在（総務省調べ）

（注4）有権者に占める女性の割合：51.7%（令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調より）

都道府県議会議員に占める女性の割合

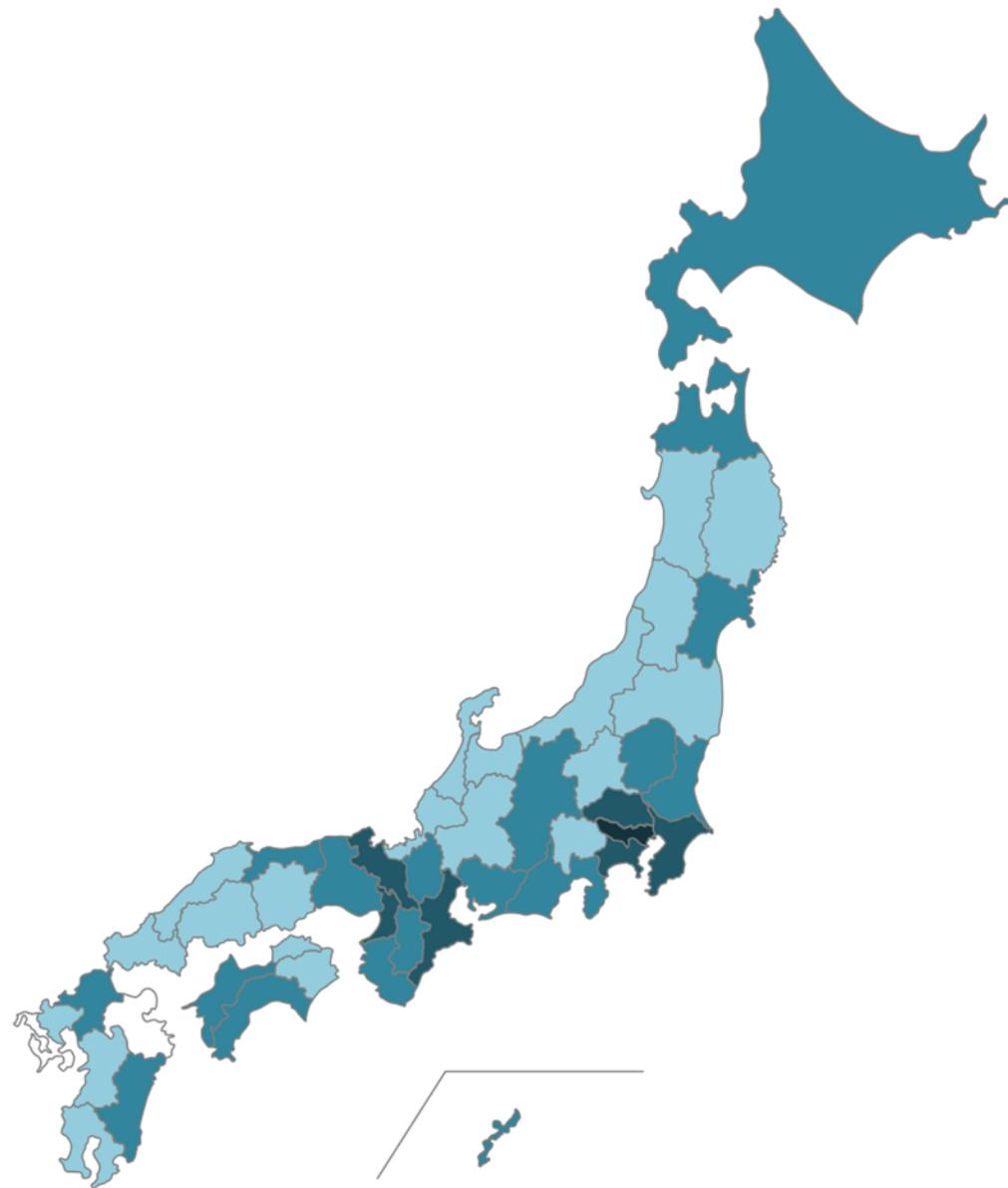
都道府県	議員				
	現員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	
東京都	122	38	84	31.1	20%以上 5団体
神奈川県	41	9	32	22.0	
山梨県	55	12	43	21.8	
京都府	60	13	47	21.7	
鹿児島県	51	11	40	21.6	
長野県	57	11	46	19.3	15%以上～20%未満 11団体
神奈川県	105	19	86	18.1	
栃木県	50	9	41	18.0	
山口県	47	8	39	17.0	
北海道	100	17	83	17.0	
大阪府	79	13	66	16.5	
高知県	37	6	31	16.2	
静岡県	68	11	57	16.2	
埼玉県	93	15	78	16.1	
長崎県	46	7	39	15.2	
兵庫県	86	13	73	15.1	
福岡県	87	13	74	14.9	10%以上～ 15%未満 18団体
千葉県	95	14	81	14.7	
秋田県	41	6	35	14.6	
青森県	48	7	41	14.6	
沖縄県	48	7	41	14.6	
鳥取県	35	5	30	14.3	
群馬県	50	7	43	14.0	
山形県	43	6	37	14.0	
島根県	36	5	31	13.9	
滋賀県	44	6	38	13.6	
岩手県	45	6	39	13.3	
岐阜県	46	6	40	13.0	
三重県	48	6	42	12.5	
広島県	64	8	56	12.5	
宮城県	58	7	51	12.1	
宮崎県	39	4	35	10.3	
熊本県	49	5	44	10.2	
富山県	40	4	36	10.0	
茨城県	61	6	55	9.8	5%以上～ 10%未満 12団体
石川県	41	4	37	9.8	
新潟県	53	5	48	9.4	
奈良県	43	4	39	9.3	
福島県	58	5	53	8.6	
愛媛県	47	4	43	8.5	
佐賀県	37	3	34	8.1	
徳島県	38	3	35	7.9	
愛知県	102	8	94	7.8	
和歌山県	42	3	39	7.1	
福井県	37	2	35	5.4	
山梨県	37	2	35	5.4	
大分県	43	2	41	4.7	5%未満 1団体
合計	2,652	385	2,267	14.5	



(備考) 1.資料出所は「総務省統一地方選挙結果の概要(速報)」(令和5年4月9日現在)。
 ただし、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県については、
 令和5年4月9日現在のデータとして各都道府県から提出のあったものを基に内閣府で作成。
 2.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
 3.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

市区議会議員に占める女性の割合（都道府県別）

都道府県	議員				
	現員数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	
東京都	1,501	474	1,027	31.6	25%以上 1団体
埼玉県	949	233	716	24.6	20%以上～25%未満 6団体
京都府	357	84	273	23.5	
神奈川県	572	132	440	23.1	
大阪府	781	174	607	22.3	
三重県	303	65	238	21.5	
千葉県	910	186	724	20.4	
長野県	398	79	319	19.8	15%以上～20%未満 18団体
兵庫県	680	133	547	19.6	
北海道	701	136	565	19.4	
鳥取県	89	17	72	19.1	
愛知県	914	165	749	18.1	
滋賀県	281	51	230	18.1	
静岡県	509	90	419	17.7	
高知県	189	33	156	17.5	
宮城県	328	55	273	16.8	
奈良県	220	37	183	16.8	
宮崎県	192	32	160	16.7	
青森県	224	37	187	16.5	
和歌山県	165	27	138	16.4	
福岡県	631	103	528	16.3	
栃木県	327	52	275	15.9	
愛媛県	258	40	218	15.5	
茨城県	631	96	535	15.2	
沖縄県	287	43	244	15.0	
群馬県	283	42	241	14.8	10%以上～15%未満 20団体
岩手県	313	45	268	14.4	
岐阜県	396	57	339	14.4	
佐賀県	209	30	179	14.4	
鹿児島県	384	55	329	14.3	
岡山県	333	47	286	14.1	
山形県	255	35	220	13.7	
新潟県	446	61	385	13.7	
香川県	179	24	155	13.4	
徳島県	171	22	149	12.9	
山梨県	243	31	212	12.8	
福井県	187	24	163	12.8	
広島県	348	43	305	12.4	
島根県	178	21	157	11.8	
山口県	306	36	270	11.8	
秋田県	272	31	241	11.4	
富山県	202	23	179	11.4	
石川県	201	22	179	10.9	
福島県	324	34	290	10.5	
熊本県	308	32	276	10.4	
大分県	292	29	263	9.9	10%未満2団体
長崎県	282	23	259	8.2	
合計	18,509	3,341	15,168	18.1	



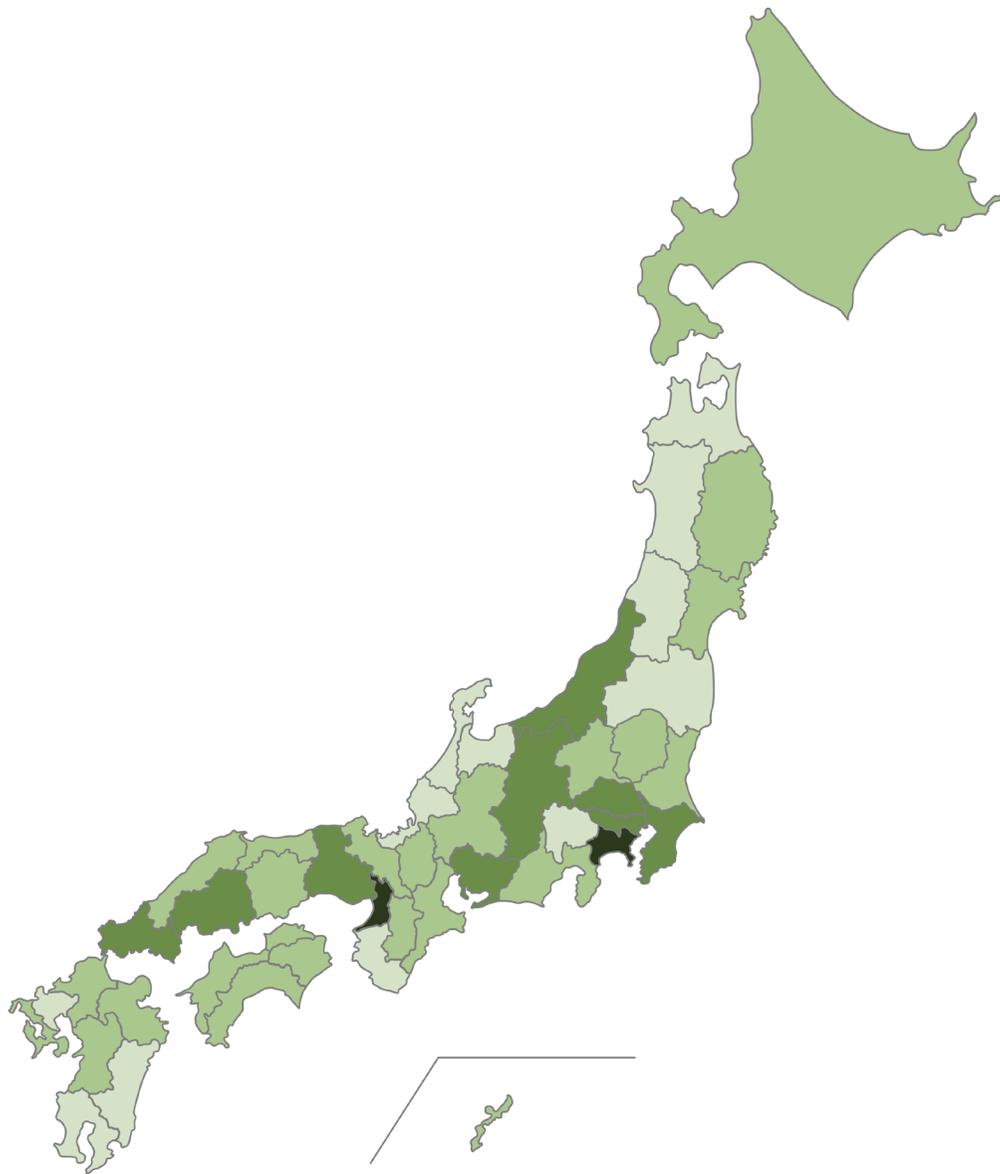
(備考) 1.資料出所は「総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和4年12月31日現在)。

2.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。

3.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

町村議会議員に占める女性の割合（都道府県別）

都道府県	議員 現員数				女性割合 (%)	
	(人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)		
大阪府	112	34	78	30.4	20%以上	2団体
神奈川県	180	45	135	25.0		
埼玉県	289	55	234	19.0	15%以上～20%未満	9団体
山口県	65	12	53	18.5		
新潟県	113	19	94	16.8		
愛知県	203	34	169	16.7		
長野県	622	102	520	16.4		
兵庫県	165	26	139	15.8		
広島県	116	18	98	15.5		
千葉県	221	34	187	15.4		
東京都	124	19	105	15.3		
京都府	130	18	112	13.8	10%以上～15%未満	24団体
奈良県	253	35	218	13.8		
岩手県	249	34	215	13.7		
三重県	180	24	156	13.3		
岐阜県	202	26	176	12.9		
福岡県	388	49	339	12.6		
大分県	49	6	43	12.2		
大鳥取県	184	22	162	12.0		
島根県	125	15	110	12.0		
沖縄県	351	42	309	12.0		
茨城県	155	18	137	11.6		
静岡県	146	17	129	11.6		
愛媛県	114	13	101	11.4		
北海道	1,530	173	1,357	11.3		
宮城県	293	33	260	11.3		
栃木県	150	17	133	11.3		
徳島県	186	21	165	11.3		
香川県	115	13	102	11.3		
滋賀県	73	8	65	11.0		
高知県	236	26	210	11.0		
熊本県	363	38	325	10.5		
群馬県	264	27	237	10.2		
岡山県	127	13	114	10.2		
長崎県	99	10	89	10.1		
佐賀県	121	12	109	9.9		
和歌山県	229	22	207	9.6		
宮崎県	182	17	165	9.3		
山形県	237	21	216	8.9		
福島県	524	46	478	8.8		
富山県	57	5	52	8.8		
福井県	102	9	93	8.8		
秋田県	147	12	135	8.2		
石川県	99	8	91	8.1		
鹿児島県	279	20	259	7.2		
山梨県	157	9	148	5.7		
青森県	340	18	322	5.3		
合計	10,646	1,295	9,351	12.2	10%未満	12団体



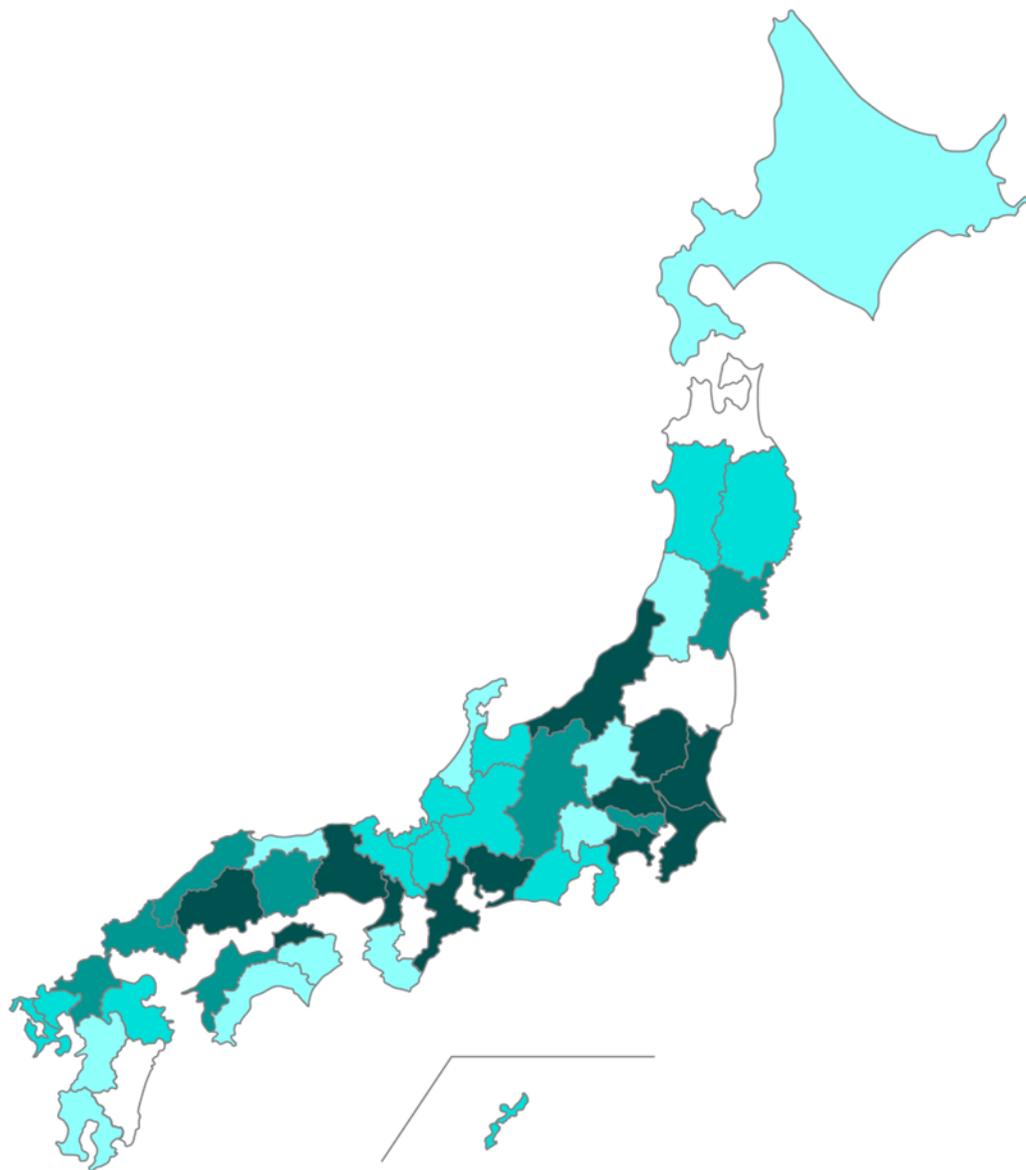
(備考) 資料出所は「総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和4年12月31日現在)

2.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。

3.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

女性議員がゼロの市区町村議会の割合

都道府県	議会数 (議会)	うち女性0 の議会数 (議会)	女性0の 議会割合 (%)	
栃木県	25	0	0.0	5%未満 12団体
千葉県	54	0	0.0	
神奈川県	33	0	0.0	
大阪府	43	0	0.0	
広島県	23	0	0.0	
香川県	17	0	0.0	
埼玉県	63	1	1.6	
兵庫県	41	1	2.4	
新潟県	30	1	3.3	
三重県	29	1	3.4	
愛知県	54	2	3.7	
茨城県	44	2	4.5	
愛媛県	20	1	5.0	5%以上～10%未満 8団体
島根県	19	1	5.3	
山口県	19	1	5.3	
東京都	62	4	6.5	
福岡県	60	4	6.7	
岡山県	27	2	7.4	
宮城県	35	3	8.6	10%以上～ 20%未満 12団体
長野県	77	7	9.1	
滋賀県	19	2	10.5	
京都府	26	3	11.5	
福井県	17	2	11.8	
岐阜県	42	5	11.9	
富山県	15	2	13.3	
静岡県	35	5	14.3	
佐賀県	20	3	15.0	
岩手県	33	5	15.2	
秋田県	25	4	16.0	
大分県	18	3	16.7	
沖縄県	41	7	17.1	20%以上～30%未満 11団体
長崎県	21	4	19.0	
山形県	35	7	20.0	
熊本県	45	9	20.0	
徳島県	24	5	20.8	
石川県	19	4	21.1	
鳥取県	19	4	21.1	
和歌山県	30	7	23.3	
群馬県	35	9	25.7	
鹿児島県	43	12	27.9	
北海道	179	52	29.1	
高知県	34	10	29.4	
山梨県	27	8	29.6	
福島県	59	18	30.5	
宮崎県	26	8	30.8	
奈良県	39	13	33.3	
青森県	40	15	37.5	
合 計	1,741	257	14.8	



(備考) 1.総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和4年12月31日現在)より作成
 2.議会割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
 3.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）〔概要〕

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年6月16日法律第67号）による主な改正事項

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

3 責務等（第3条及び第4条）

基本原則にのっとり

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 法制上の措置等（第5条）

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第6条）、啓発活動（第7条）、環境整備（第8条）（*1）、性的な言動等に起因する問題への対応（防止に資する研修の実施、相談体制の整備等）（第9条）、人材の育成等（第10条）（*2）、その他の施策（第11条）

*1 施策の例示として、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との両立支援のための体制整備を明記

*2 施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催の推進を明記

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日 可決・成立、同年6月16日公布・施行

5. 本日は議論いただきたい論点について

- 女性の健康課題等の捉え方と仕事や家庭との両立に向けた取組
- ひとり親家庭等の実情に応じた支援のあり方
- 女性の活躍推進に向けた公共調達に関する取組をさらに進めるための方策
- 政治分野における女性の参画を阻む障壁とその解消に向けた取組